

野焼きは法律で禁止されています！

ごみの焼却は、厳しい基準に合った焼却炉で燃やすか、一部の例外を除いて法律で禁止されています。簡易焼却炉やドラム缶などを使用した野焼きは法律違反です。なお、例外として認められているたき火やキャンプファイヤー等であっても、火災とまぎらわしい煙、または火災を発生させるおそれのある行為を行う場合は、消防署長に届け出が必要です。（消防署長への届け出をしても野焼きの行為が許可されたものではありません。詳しくは南三陸消防署（☎46-2677）にお尋ねください。）

※野焼きの罰則：5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはこの併科

◇問い合わせ 環境対策課廃棄物対策係 ☎46-5528

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第10回特別弔慰金が支給されます

◇支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族のうち、お一人に支給されます。

(1) 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◇支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

◇請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日までの間で、必ずこの期間に請求してください。請求手続きには時間を要しますので、下記問い合わせに事前に電話で予約をしてお越しください。

なお、請求の時期にかかわらず第1回目の償還日（換金可能な日）は早くとも、平成28年4月15日以降になりますのでご了承ください。

◇請求上の留意点

(1) 請求者が来ることができない場合は代理の方でもかまいませんが、戦没者等と請求者及びご遺族の関係がわかる方がお越しください。

(2) 請求者の戸籍抄本等が必要となりますので、手数料と印鑑を持参ください。

(3) 請求には多種の戸籍や関係書類の作成が必要となりますので、場合によっては、再度お越しいただくことがありますので、ご了承ください。

◇問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-1402
歌津総合支所町民福祉課 ☎36-3921

町内における空間放射線量測定情報

■空間放射線量

単位：マイクロシーベルト/時、地表からの高さ50センチメートルにて測定、測定日：6月1日(月)から6月3日(水)

測定地点	測定値	測定地点	測定値
役場庁舎	0.049	志津川中学校	0.055
志津川小学校	0.067	歌津中学校	0.055
入谷小学校	0.058	志津川保育所	0.082
伊里前小学校	0.065	伊里前保育所	0.055
名足小学校	0.066	名足保育園	0.053

現在、環境省が定めた除染のガイドラインとして、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上（年間1ミリシーベルト以上）の放射線量が計測された場合は除染措置を行うことが定められておりますが、上記の表のとおり町内に該当する場所はありません。

◇問い合わせ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528

犬の登録について

一飼い犬の登録・狂犬病予防注射は飼い主の義務です

犬を飼っている方は、住んでいる市区町村に犬の登録を行わなければなりません。登録は1頭の犬につき、基本的に生涯1回ですが、引っ越しをした場合や所有者を変更した場合、死亡した場合は届け出が必要です。

また、年1回の狂犬病予防注射の接種も義務付けられています。町では毎年4月に集合注射を実施していますが、動物病院で予防注射を受けた場合は、役場にて注射済票の交付を受けてください。

犬の登録等に係る手数料は次のとおりです。

犬の登録	注射済票の交付	鑑札の再交付	注射済票の再交付
3,000円	550円	1,600円	340円

※鑑札や注射済票は、必ず犬の首輪に装着しましょう。犬の登録やその他の届け出が済んでいない方は、環境対策課または歌津総合支所町民福祉課で手続きを行ってください。

犬を飼っている方々へ

飼っている犬が散歩中にフンをしてしまった場合、飼い主の方が責任を持ってフンの処理をしなければなりません。フンの処理を行わないと地域の方々への迷惑となり、公害となる可能性もあります。ルールを守って正しく生活しましょう。

◇問い合わせ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528

南三陸警察署からのお知らせ

地域課から 犯罪被害に遭わないために

南三陸警察署では、安心して安全な南三陸町を目指し、パトロールや巡回連絡等に積極的に取り組んでおります。下記の点に注意していただくだけでも、犯罪被害に遭う危険性を低くすることができます。



- ・短時間の外出であっても必ず戸締まりをしましょう。
- ・数日間家を留守にする際には、隣近所の方に、留守にする旨伝えておき、何か異変があれば、警察に通報してもらうようお願いしておきましょう。
- ・外出先で車を駐車する際には、車内の見える場所に貴重品等を置いたままにせず、必ず鍵をかけるようにしましょう。
- ・不審な電話等があれば、一人で判断することなく、ご家族や警察に相談しましょう。
- ・放火対策として、家庭ごみを玄関先や軒下に置いておくのはやめましょう。思わぬところで被害に遭わないために充分注意していただくとともに、緊急の場合には迷わず110番通報するようにしてください。

交通課から 交通事故の発生状況について

今年5月末現在で

○県内では 死亡事故が21の発生で21の方が死亡（前年比-11件、-12人）

○町内では 死亡事故の発生はなし（前年比-2件、-2人）

人身事故は8件、12名の方が負傷（前年比-8件、-2人）

物損事故は105件（前年比-3件）となっております。

事故原因の多くが「漫然運転」で、運転中の注意力不足が原因です。

復興事業に伴う交通渋滞について

町内の復興事業は、着実に進展していますが、今後嵩（かさ）上げ工事や、防潮堤工事の関係から道路の迂回路設定が必要になってきます。

さらに、作業効率を上げるためダンプカーの台数も増え、今後町内の道路では渋滞の発生が予測されており、警察としてもその対策を進めているところですが、町民の皆様のご理解とご協力も併せてお願いいたします。

また、著しい渋滞などの交通上の問題がございましたら、警察への通報もご遠慮なくお願いいたします。

◇問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

南三陸消防署からのお知らせ

熱中症対策について

熱中症とは、室温や気温が高い中で作業や運動により、体内の水分や塩分などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇やめまい、体のだるさや、ひどいときにはけいれんや意識の異常などの様々な症状をおこす病気です。家の中でじっとしていても、室温や湿度が高いため熱中症になる場合がありますので、注意が必要です。

熱中症にならないために

- ・室温28℃を超えないように、エアコンや扇風機を上手に使いましょう。
- ・のどが渇いたと感じたら必ず水分補給。
- ・外出の際は体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策も。
- ・無理をせず、適度に休憩を。
- ・日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを。



◇問い合わせ 南三陸消防署 ☎46-2677
南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～7月11日(土)は「水難事故の防止に向けた活動を行う日」です～

夏休みを前に水難事故防止について、学校、家庭及び地域で話し合いをしましょう。

毎年夏になると増えるのが水の事故です。

夏は、水に接する機会が多くなります。それに伴い、海・河川・池等での水遊びや魚採り中の水の事故が多く発生しています。近年は、お年寄りの水難事故も増えています。ご家族の方や地域の方々からの声かけが事故を防ぐ第一歩です。普段から、危険な場所を確認しておくことが大切です。「立ち入り禁止」看板や「あぶない！きけん！」などの注意看板がある場所には、特に近づかないようにしましょう。

子供たちを水難事故から守るために

- ・海や川には子供たちだけで行かせないようにしましょう。
- ・水辺では子供から絶対に目を離さないようにしましょう。
- ・危険な場所に子供が近づかないように家庭で指導しましょう。
- ・海や川では大人が手本を示すとともに、危険な場所で水遊びをしている子供を見かけたら注意しましょう。



水難事故の被害を防ぐには…

- ・あらかじめ危険な所を確認し、近づかないよう距離を置きましょう。
 - ・健康管理を徹底し体調が優れない時や、疲れている時は水泳や水遊びは控えましょう。
 - ・急な天候の変化には十分注意し、悪天候が予想される時は海や川などに無理して出かけず、中止・延期を検討しましょう。
- ※自然と触れ合う時は楽しさの裏に危険が潜んでいることを忘れてはなりません。安全に対する事前の情報収集と備えを万全にして、楽しい夏を過ごしましょう。

◇問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376